

農地制度のあり方について

地方に「しごと」を生み出し、「まち」に「ひと」が住み、希望を持ち続けることができるようにするためには、農業の再生と、総合的なまちづくりの両立が必要である。

このため、地方六団体として「農地制度のあり方について」（平成 26 年 8 月）を取りまとめたところであり、「まち・ひと・しごと創生」のための地方分権改革の最重要課題として、以下のとおり農地制度のあり方の見直しを図るべきである。

○ 農地の総量確保（マクロ管理）の仕組みを充実

農地の総量確保の目標については、見込みを上回る耕作放棄地の発生等により現実と乖離しているが、市町村が主体的に設定した目標の積み上げを基本とし、国、都道府県及び市町村が議論を尽くした上で設定し、それぞれが責任をもって目標達成のための施策に取り組むこととする。これにより、農地確保の責任を国と地方が共有し、農地の総量確保の仕組みの実効性を確保する（マクロ管理の充実）。

○ 農地転用許可制度等（ミクロ管理）の見直し

マクロ管理の充実を前提として、個別の農地転用許可等（ミクロ管理）については、大臣許可・協議等に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに総合的なまちづくりに支障をきたしていることから、基準の明確化等の措置を講じた上で、大臣許可・協議を廃止し、市町村に移譲する。

平成 26 年 10 月

全 国 知 事 会

全国都道府県議会議長会

全 国 市 長 会

全国市議会議長会

全 国 町 村 会

全国町村議会議長会